

## 前田の《ちょっと経営を考えよう》第 330 回

明けましておめでとうございます。

昨年は皆さまの事業はいかがでしたでしょうか。目標どおり進みましたか？

内閣府は、2012年12月に始まった今回の景気拡大局面が2019年1月まで続けば、6年1ヵ月続いた戦後最長のいざなぎ景気（2002年1月～2008年2月）を超え記録を更新することになると発表しました。正月からめでたい話ですが、気になる点は「今年もこの景気は続くか！！」ですね。

昨年、米中貿易戦争の影響により株価は下がり、日本経済にとっても全面的にいいとはいえない1年でした。

さて今年はどうなるかという、やはり引き続き米中貿易戦争。そして中国の景気減速、ヨーロッパ政局不安定。さらに国内では消費税率のUPと、まさに景気の転換点が来るような気がしてなりません。「増税ショック」をやわらげる対策（税政策・キャッシュバック等）が考えられており、消費税率UPの影響は緩和されるかもしれませんが、心理的な面での影響は大きいように思います。消費が減少しなければいいのですが…。

中国については ①失業率の増加 ②不動産市場の悪化 ③継続する過剰債務 の影響で、さらに金融緩和を行わざるを得ない現状です。より元安・過剰債務・インフレ等の加速へとつながり、不景気の悪循環をまねくのではないかと心配されます。

今年3月時点の株価や景気には十分注視をしてください。その後の景気に大きく影響しそうな気がします。

## 前田の《今人生を語る》第 235 回

## めざめよ日本人 (157)

昨年から日本周辺は慌ただしくなり、さまざまな不安要素が雲のごとく我が国を覆い尽くしています。

昔、2040年には日本は崩壊すると言った某国の人がありました。国土を守るためにも、うまい話（土地の高額購入等）には十分注意してかからなければなりません。

平成 31 年度税制改正大綱が平成 30 年 12 月 21 日に閣議決定されました。今回はその中から主要なものをいくつかご紹介させていただきます。

## 1. 法人課税

## ① 防災・防災設備の特別償却制度の創設

中小企業者が、改正中小企業等経営強化法の施工日から平成 33 年 3 月 31 日までに「特定事業継続力強化設備等（防災・減災設備）」を取得等し、事業の用に供した場合に取得価額の 20%の特別償却が認められます。

## ② 租税特別措置の適用期限の延長等

平成 31 年 3 月 31 日で期限切れとなってしまう以下の制度の適用期限の延長が行われます。

中小企業者等の軽減税率特例	適用期限を 2 年延長。
中小企業投資促進税制	適用期限を 2 年延長。
中小企業経営強化税制	特定経営力向上設備等の範囲の明確化、適正化を行った上で、適用期限を 2 年延長。
商業・サービス業活性化税制	適用要件を一部見直した上で、適用期限を 2 年延長。

## 2. 資産課税

## ① 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設

認定相続人又は認定受贈者（承継計画に記載された後継者であって認定を受けた者）が、平成 31 年 1 月 1 日から平成 40 年 12 月 31 日までの間に相続等又は贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、納付すべき相続税又は贈与税のうち、取得した特定事業用資産の課税価格に対応する税額を猶予する制度が創設されます。

## ② 特定事業用宅地等に係る小規模宅地等についての見直し

小規模宅地等についての相続税の課税価格計算の特例について、特定事業用宅地の範囲から、相続開始前 3 年以内に事業の用に供された宅地等が除外されます。

ただし、当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の 15%以上である場合を除きます。

## 3. 個人所得課税

## ① 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の創設

個人が、消費税率 10%が適用される住宅の取得等をして平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合に住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例について、現行の 10 年間の控除期間を 3 年間延長し、13 年間とする制度が創設されます。

## ② ふるさと納税の見直し

ふるさと納税の対象自治体が、総務大臣によって定められた「寄附金の募集を適正に実施し、かつ、基準を満たした返戻品を送付する都道府県及び市町村」に限定されます。

この改正は平成 31 年 6 月 1 日以後に支出された寄附金について適用されます。